

調査事項

一 貯蔵の方法

- イ 除去土壌等の飛散・流出防止
- ロ 悪臭・騒音・振動の防止措置
- ハ 周囲に囲い・除去土壌等の受入・分別の場所の表示
- ニ 構造耐力上の安全性
- ホ 腐食の防止措置
- ヘ ガンマ線・スカイシャインガンマ線遮蔽等措置
- ト 特定廃棄物等の貯蔵を行う場合、貯蔵地のうちの厚さがおおむね50cm以上の土壌の層の敷設
- チ 特定廃棄物等の貯蔵を行う場合、貯蔵地のうちの一定の場所、分散防止
- リ 特定廃棄物等の貯蔵を行う場合、以下の措置
 - (1) 以下の特定廃棄物に対する事前措置
 - (イ) 汚泥→焼却又は含水率85%以下
 - (ロ) 腐敗性特定廃棄物等又は廃油→焼却
 - (ハ) 廃プラスチック類→中空の状態でない、15cm以下に破碎・切断、焼却
 - (ニ) ゴムくず→15cm以下に破碎・切断、焼却
 - (ホ) 特定ばいじん又は燃え殻→水分添加、固型化、こん包等飛散防止措置
 - (ヘ) 特定廃石綿等→固型化、薬剤安定化等後、耐水材料二重こん包飛散防止措置
 - (2) 特定廃棄物等の貯蔵を行う場合、貯蔵地のうちの厚さがおおむね50cm以上の土壌の層の敷設、貯蔵する特定廃棄物等の厚さ3m以下、一層毎にその表面に不透水性土壌層の敷設

二 浸出水漏出による公共の水域等汚染防止措置

- イ 以下の設備の設置
 - (1) 以下のいずれかの要件を備えた遮水工敷設による保有水等浸出防止措置
 - (イ) 厚さが50cm以上、透水係数 1.0 nm/s 以下の粘土等の層の表面に遮水シートが敷設
 - (ロ) 厚さが5cm以上、透水係数 1.0 m/s 以下のアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設
 - (ハ) 不織布その他の物の表面に2重の遮水シートが敷設
 - (2) 基礎地盤、遮水層損傷防止のための強度、平らな状態
 - (3) 遮水層表面、遮光の効果を有する不織布等で被覆
 - (4) 地下水集排水設備（地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合）
 - (5) 保有水等集排水設備
 - (6) 水処理設備
 - (7) 調整池
 - (8) 開渠等（地表水流入防止）
- ロ 放流水の水質の維持
 - (1) 放流水水質基準適合（放射性物質汚染対処特措法、ダイオキシン類対策特措法施行規則に定める基準）
 - (2) 事故由来放射性物質濃度基準適合（放射性物質汚染対処特措法施行規則に定める基準）
 - ハ 放流水の水質検査（測定・記録）

- (1) 排水基準項目・ダイオキシン類→1回／年以上
- (2) 事故由来放射性物質→1回／月以上
- (3) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量→1回／月以上

二 地下水の水質検査（測定・記録）

- (1) 貯蔵開始前
 - (イ) 地下水検査項目、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率、塩化物イオン
- (2) 貯蔵開始後
 - (イ) 地下水検査項目→1回／年以上
 - (ロ) ダイオキシン類→1回／年以上
 - (ハ) 事故由来放射性物質→1回／月以上
- (3) 貯蔵開始後
 - (イ) 電気伝導率又は塩化物イオン→1回／月以上
- (4) (3) で異常が認められた場合、速やかに地下水検査項目、ダイオキシン類測定・記録
- (5) 地下水の事故由来放射性物質常時監視・記録

ホ 地下水検査の結果、水質の悪化の場合、原因調査・必要な措置

へ その他必要な措置

三 1日の埋立作業を終了する場合の措置

- イ 除染土壌等の表面を土壌で被覆等
- ロ 第1号リ(2)の措置を講じた場合、特定廃棄物等の表面に不透水性土壌層を設けるまでの間、遮水シートを覆う等の措置

四 埋立を終了する場合の措置

- イ 50cm以上の土壌の覆いによる開口部の閉鎖等
- ロ 第1号リ(2)の措置を講じた場合、雨水による不透水性土壌層の流出防止措置

五 空間線量率（測定・記録）（施設の周囲）→1回／7日以上（埋立終了後→1回／月以上）

六 通気装置設置による貯蔵地発生ガスの排除

七 火災発生防止措置、消火設備整備

八 施設内を定期的に点検、飛散、流出、漏出のおそれがある場合、速やかに回復措置

九 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止